



平成 21 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 わかもと製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 石井 敬志
 (コード番号 4512 東証第 1 部)
問合せ先 総 務 部 長 篠原 浩三
 (T E L 03-3279-0371)

内部統制基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 30 日開催の取締役会において、「内部統制基本方針」を一部改定することを下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

①取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社取締役および使用人が、すべての法律、行動規範および当社定款を遵守し、高い倫理観をもって行動するために、わかもと製薬行動憲章を制定し、実践指針としてコンプライアンス・プログラム規程を定めて、全社的なコンプライアンス体制を構築する。

コンプライアンス担当役員を統括責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、組織横断的にコンプライアンスの推進、教育研修を行う。また、コンプライアンス委員会に社内通報制度を設け、内部通報体制を整備する。

内部監査部門として、社長直轄の内部監査室を置き、各業務部門における内部統制状況の監査を行う。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報を含む経営情報については、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、文書資料取扱規程に則り適正な保存および管理を行う。また、情報システムにおける情報管理は情報セキュリティポリシー基本方針に基づいて整備する。取締役および監査役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業を取り巻くリスクに対応するため、リスク管理基本規程を定め、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク状況の監視および軽減を行う。

各部門においては、業務執行上想定されるリスクについて、それぞれ社内規程・対応マニュアル等に基づきリスク対応の体制を整備する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会および役員連絡会を定期的で開催し、経営の執行方針、経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程等の社内規程を整備し、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築する。また、電子決済システムの導入等により意思決定の迅速化を行う。

⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の子会社においても、親会社の内部統制基本方針を準用し、当社グループとしてのコンプライアンス体制を構築する。

子会社の管理に関する諸規程に基づき、所管部門による監督・指導等を適切に行うとともに定期的な情報交換により、当社グループにおける業務の適正を確保する。

⑥取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部通報体制における通報状況および内容を速やかに報告する。

監査役は、職務遂行上必要と判断した事項に関し、取締役および使用人に対して、報告および資料の提出を求めることが出来る。

⑦その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長および取締役と定期的に会合を持ち、経営方針の確認や監査上の重要事項について意見交換を行なう。

監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、会計監査が実効的に行われているか意見交換を行なう。

以 上